

令和5年9月定例会

厚生委員会資料
(保健所)

秋田市手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第9条 (略)			第1条～第9条 (略)		
別表第1および別表第2 (略)			別表第1および別表第2 (略)		
別表第3 衛生関係手数料 (第2条関係)			別表第3 衛生関係手数料 (第2条関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
(1)～(38) (略)			(1)～(38) (略)		
(39) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400円	(39) 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400円
(40)～(102) (略)			(40)～(102) (略)		
以下 (略)			以下 (略)		

秋田市旅館業法施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条および第2条 (略) (社会教育施設等)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項</u>および<u>第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>2 (略) (許可について意見を求める者)</p> <p>第4条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項</u>および<u>第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次に掲げる者とする。 (1)～(3) (略)</p> <p>第5条 (略) (宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第6条 <u>法第5条第1項第4号</u>に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1)および(2) (略)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条および第2条 (略) (社会教育施設等)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項および<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>2 (略) (許可について意見を求める者)</p> <p>第4条 法第3条第4項(法第3条の2第2項および<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次に掲げる者とする。 (1)～(3) (略)</p> <p>第5条 (略) (宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第6条 <u>法第5条第3号</u>に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1)および(2) (略)</p> <p>第7条 (略)</p>

秋田市感染症予防計画の策定について

1 策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、改正感染症法が令和4年12月に公布され、国が策定する基本指針に基づき、県が策定する既存の予防計画を拡充させるほか、保健所設置市においても新たに計画を定め、平時から感染症対策を総合的かつ計画的に推進する。

2 計画期間と評価

- (1) 根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (2) 計画期間 令和6年度～令和11年度（6年間）
- (3) 評価 連携協議会（県）へ取組状況を毎年報告し、PDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況を検証する。

3 計画の性格と位置づけ

区分	新型インフルエンザ等特別措置法	感染症法	地域保健法
国	政府行動計画	感染症法基本指針	地域保健基本指針
		予防計画策定ガイドライン	地域保健危機管理ガイドライン
			健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン
都道府県（秋田県）	秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画	既存の予防計画（H19策定）の見直し <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 【連携協議会】 ※改正感染症法により都道府県が設置 </div> 連携・調整	国の考え方を踏まえ作成 フォローアップ等
保健所設置市（秋田市）	秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画	整合 ← 【新規】 秋田市感染症予防計画 → 整合 ※連携協議会・県の計画を踏まえ作成	健康危機対処計画の策定 ※既存の指針等の改定で可 【既存】秋田市保健所健康危機管理基本指針
	秋田市新型インフルエンザ等対策マニュアル		

4 計画の概要（案）

- (1) 総論
 - ・計画の概要と基本的な方向
 - ・基本となる感染症対策
- (2) 新興感染症対策
 - ・新型コロナウイルス感染症における対応と課題
 - ・新興感染症に備えるための体制の確保

5 策定スケジュール（予定）

時期	実施項目	内容	
5年	9月	第2回連携協議会	計画骨子の協議
	11月	第3回連携協議会	計画素案の協議
	12月	パブリックコメント 市議会（厚生委員会）	意見募集 計画素案の説明
6年	3月	市議会（厚生委員会） 計画策定	計画成案の説明 公表